

令和5年6月16日

南風原町議会
議長 赤嶺 奈津江 殿

提出者	南風原町議会議員	玉 城 陽 平
賛成者	南風原町議会議員	浦 崎 みゆき
	〃	知 念 富 信
	〃	照 屋 仁 士
	〃	新 垣 善 之
	〃	石 垣 大 志
	〃	大 城 勇 太
	〃	西 銘 多紀子

議会活性化調査特別委員会の設置決議

南風原町議会基本条例は、本町の議会において「最高規範」として位置づけられており、町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的として定められたものです。

本条例の第28条第1項に「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」また、第2項には「議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。」とされています。

このため、本町議会は、議会機能をより発揮するとともに、人口増加やDX、デジタル化等の日々変化する地方自治体の課題解決に向け、議会活性化に関する調査、議会基本条例の検証などを調査・検討するため、「議会活性化調査特別委員会」を設置する必要があります。

よって、本町議会にみだしの特別委員会を設置するよう、会議規則第14条の規定によって提出します。

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 名 称 | 議会活性化調査特別委員会 |
| 2 設置根拠 | 地方自治法第109条及び南風原町議会委員会条例第3条 |
| 3 目 的 | 議会活性化、議会改革等に関すること。 |
| 4 委員の定数 | 8人 |
| 5 調査期限 | 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。 |